

2022年（令和4年）度事業計画

（2022年1月1日から12月31日まで）

公益財団法人 **ダイトロン福祉財団** 理事長 高本 敬

≪計画の骨子≫

[コロナ禍と障害者の方々の生活]

コロナ禍によって新しい様式による日常生活を余儀なくされることとなりました。他方、恒常化してきた地球温暖化などが原因で起こる天候不順による集中豪雨と土砂災害、また台風、地震等自然災害による大きな被害、加えてコロナショックと呼ばれる経済的インパクトにより、健常者のみならず、社会的弱者である障害者の方々の解雇が急増して新規雇用が顕著に減少。また、元々運営基盤が弱い弱な、中小障害者施設へのインパクト波及が、施設で働く障害者の賃金のさらなる低下を招いています。

「障害を理由とする差別を解消する」ために当財団ができること

企業等事業者が、顧客や取引先の障害者を不当に扱うことを禁止する「障害者差別解消法」の改正法案が2021年5月に国会で可決（施行は3年以内）しました。これにより義務規定に修正を加えて企業等事業者の責務が重くなりました。つまり、これまでは努力義務であったのが、施行後は企業等事業者は、顧客や取引先への障害者インクルージョンが法的義務となった訳です。滋賀県でも平成25年の本法制定時から差別の解消を推進してこられたが、昨年の改正法制定を機にさらにこれを加速、促進しています。当財団も「障害を理由とする差別の解消」へ向けてその一助となるよう、その基本理念を十分認識の上、障害者の方々の気持や希望に寄り添った助成活動となるよう努力を傾ける所存です。

2022年（令和4年）度の事業計画骨子

1. コロナ禍により1年延期した、福祉助成の開始20回目となる記念助成事業「第20回記念助成事業」を2022年に実施して、記念贈呈式も開催する。
2. 助成金予算を6,500万円（内「第20回記念特別助成積立金」1,000万円分を含む）とする。
3. 障害者の就労支援や文化・スポーツ振興を支えている団体で、特に、前向きで先進的な取り組みをしている団体に対して積極的な支援を行う。（選考委員会への情報提供等）
4. 債券市場が運用に厳しい環境下、引き続き効果的且つ慎重な資産運用活動に努める。
5. 財団業務の効率化と、データベース作成のため、ITを活用して助成事業に関する業務のシステム化実現のために準備を開始。助成申請の3年後のWEB申請化に向けても準備する。

≪助成事業計画の内容 – 6,500万円の募集を実施する≫（特別助成金1,000万円を含む）

1. 障害福祉サービス事業所等に対する物品購入等に対する助成事業（第1号事業）
 - (1) 助成対象：滋賀県内の障害福祉サービス事業所に対して設備整備及び物品購入資金を助成する
 - (2) 助成金額：1件150万円以内とし総額4,000万円以内とする。
 - (3) 助成範囲：各助成案件の総事業費の80%以内を助成することとする。
2. 障害者の社会参加の促進と生活向上等に寄与する調査研究のための助成を行う。（第2号事業）
 - (1) 助成対象：滋賀県内の障害福祉サービス事業所および社会福祉法人、公益法人等
 - (2) 助成金額：総額300万円以内とする。
3. 特別助成事業（第3号事業）
 - (1) 助成対象：1. 及び2. に含まれない（または1. 及び2. の枠を超える）事業で、障害者福祉に寄与する施設・団体に特別の助成を行う
 - (2) 助成金額：特別助成金を含めて総額2,200万円以内とする。 1,2,3号事業 合計 6,500万円
【助成対象団体の選考と助成金の交付】
 - ・3月に募集を実施、5月の選考委員会で選考後に6月の理事会で最終決定し、9月に「第20回記念助成贈呈式」を開催して各助成先団体に助成金を贈呈する。
4. 広報活動事業（第4号事業）－ダイトロン福祉財団の活動等の情報提供
 - (1) 令和2年度に新規開設済みの当財団のウェブサイトを活用して、法人情報の公開、助成金の募集情報の提供、寄付金の募集等を実施する。
 - (2) 機関紙「ダイトロン福祉だより」を発行（1,500部）、助成先情報、寄附者の名簿等を記載。
 - (3) 郵便、ウェブサイト、Eメールの活用による賛助会員の募集、寄附金の募集活動など。
 - (4) 県・県下社協等の福祉関係機関、また他財団との情報、意見交換を実施する。 以上